平成３０年（フ）第６７号
仙台市泉区歩坂町72番３号　グランビューホサカ201、従前の住所仙台市泉区歩坂町72番３号　グランビューホサカ202
債務者　鎌田家珠子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０１号
仙台市青葉区落合４丁目６番６－202号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３８号
仙台市青葉区新坂町４番６号　第２キャッスル新坂302
債務者　及川　明子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字童子下61番地、前住所宮城県石巻市桃生町神取字町浦49番地１
債務者　佐藤あゆみ（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第３号
秋田県仙北市角館町小勝田前田16番地42
債務者　戸嶋　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第１５号
福島市北沢又字下釜北７番地の11
債務者　阿部　竜也
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４４号
茨城県土浦市神立東２丁目30番40号
債務者　浅野　正江
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４５６号
新潟市西区浦山３丁目４番10号６
債務者　成田　健一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７１号
新潟市東区紫竹３丁目７番７号　コーポラスＢ202号
債務者　小竹　幸裕
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４７号
新潟市西区五十嵐３の町中６番17号　ハイツ日本海205号
債務者　藤田　剛輝
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２号
新潟市秋葉区横川浜576番地７、住民票上の住所新潟県三条市仲之町６番９号
債務者　鈴木　春美（旧姓髙山）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５５号
新潟県五泉市南本町１丁目３番20号　モンパレス１　202号室
債務者　二宮喜美子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６６号
新潟市中央区附船町１丁目4098番地４　ハイムカクイチ107号
債務者　沖田　惠子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
新潟市東区紫竹７丁目５－39　グランコート21　101号室、住民票上の住所新潟市北区須戸２丁目２番地11
債務者　小林　亮輔
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７１号
新潟市東区幸栄２丁目11番11号　グリーンスカイⅡ102号
債務者　若林　左織
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３３号
長野県下水内郡栄村大字堺8725番地
債務者　齋藤　綾奈
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係